（開示等の求めに応じる手続）

第22条　財務省関係事業者は、第17条第２項、第18条第１項、第19条第１項又は第20条第１項若しくは第２項の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）に関し、その求めを受け付ける方法として、次に掲げる事項を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

一　開示等の求めの申出先

二　開示等の求めに際して提出すべき書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）の様式その他の開示等の求めの方式

三　開示等の求めをする者が本人又は第３項に規定する代理人であることの確認の方法

四　次条の手数料の徴収方法

2　財務省関係事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、財務省関係事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

3　開示等の求めは、次に掲げる代理人によってすることができる。

一　未成年者又は成年被後見人の法定代理人

二　開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

4　財務省関係事業者は、前３項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

（手数料）

第23条　財務省関係事業者は、第17条第２項の規定による利用目的の通知又は第18条第１項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2　財務省関係事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

第６章　苦情の処理

第24条　財務省関係事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2　財務省関係事業者は、前項の目的を達成するため、苦情受付窓口の設置、苦情処理手順の策定等、必要な体制の整備に努めなければならない。

第７章　法違反又はそのおそれが発覚した場合の対応

第25条　財務省関係事業者が取り扱う個人情報（委託を受けた者が取り扱うものを含む。）について、法違反又はそのおそれが発覚した場合には、個人情報保護管理者は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事案に即して次に掲げる措置を適切に実施するものとする。

一　事実関係を調査し、その原因の究明にあたること。

二　事実関係に基づき、影響が及ぶ範囲を特定すること。

三　事案発生の原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施すること。

四　影響を受ける可能性のある本人へ速やかに連絡すること、又は本人が容易に知り得る状態に置くこと。

五　事実関係及び再発防止策等の速やかな公表

六　当該個人情報の原状回復（紛失した個人情報の捜索及び回収、破壊又は改ざんされた個人情報の修復等）

七　犯罪性がある場合は、警察への被害届の提出及び告訴

八　法違反又はそのおそれが発覚した場合には、前各号に掲げる事項について、速やかに、財務大臣又は権限委任を受けた地方支分部局等の長に報告するものとする。この場合、必要に応じて業界団体等を経由して連絡することを妨げない。また、認定個人情報保護団体に加入している場合には、当該認定個人情報保護団体に報告するものとする。

第８章　雑則

（ガイドラインの見直し）

第26条　このガイドラインについては、社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化その他環境の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

附　則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

厚生労働省
経済産業省
環境省告示第二号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第四項の規定に基づき、次に掲げる化学物質を第一種監視化学物質として指定したので、同条第九項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成二十二年三月十九日

厚生労働大臣　長妻　昭
経済産業大臣　直嶋　正行
環境大臣　小沢　鋭仁

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第２条第４項の規定に基づき、第一種監視化学物質として指定した化学物質の名称	整理番号
38	１，４―ビス（イソプロピルアミノ）―９，10―アントラキノン	(4)―1263 (5)―5112

厚生労働省
経済産業省
環境省告示第三号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき、次に掲げる化学物質を第二種監視化学物質として指定したので、同条第九項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成二十二年三月十九日

厚生労働大臣　長妻　昭
経済産業大臣　直嶋　正行
環境大臣　小沢　鋭仁

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第２条第５項の規定に基づき、第二種監視化学物質として指定した化学物質の名称	整理番号
976	ヘキサクロロエタン	(2)―57
977	１，２―ジブロモエタン（別名ＥＤＢ又は二臭化エチレン）	(2)―59
978	１，４―ジブロモブタン	(2)―59 (9)―2008
979	１―ブロモプロパン	(2)―73
980	１，２，３―トリクロロプロパン	(2)―83
981	トリエチルアミン	(2)―141
982	トリエチレンテトラミン	(2)―163
983	ニトロメタン	(2)―191
984	ジメチルジスルファン	(2)―477 (2)―478 (2)―2421
985	パラアセトアルデヒド	(2)―483
986	トリクロロ酢酸	(2)―1188
987	ウレタン	(2)―1712
988	イソプロペニルベンゼン（別名α―メチルスチレン）	(3)―５ (3)―８
989	*o*―ニトロアニリン	(3)―392
990	*o*―ニトロトルエン	(3)―437
991	２―クロロニトロベンゼン	(3)―442